

指 示

平成25年3月19日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

貴県のうち、南相馬市（小高区、原町区（片倉（字行津の区域に限る。）、馬場（字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。）、高倉（字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。）、雫（字袖原の区域に限る。）、小浜（字間形沢を除く区域に限る。）、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大甕（字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。）、高（字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）及び大原（字和田城の区域に限る。）の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班の区域に限る。）、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、葛尾村及び飯館村（長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までの区域に限る。）においては、平成25年産の稲の作付けを控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

公 示

平成25年3月19日

| | |
|-----------------------------|--|
| 1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域 | 福島県のうち、南相馬市（小高区、原町区（片倉（字行津の区域に限る。）、馬場（字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。）、高倉（字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。）、雫（字袖原の区域に限る。）、小浜（字間形沢を除く区域に限る。）、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大甕（字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。）、高（字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）及び大原（字和田城の区域に限る。）の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班の区域に限る。）、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、葛尾村及び飯館村（長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までの区域に限る。） |
| 2. 原子力緊急事態の概要 | 緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分 発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 |
| 3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項 | 平成25年産の稲の作付けを差し控えるようにすること。 |